

長野市建築基準法施行細則 新旧対照表

改正後	改正前
○長野市建築基準法施行細則 昭和46年4月1日長野市規則第15号	○長野市建築基準法施行細則 昭和46年4月1日長野市規則第15号
第4条 略 <u>(調査及び点検の項目等の付加)</u>	第4条 略
<u>第4条の2 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第282号）第2の規定により付加する法第12条第1項に規定する調査及び同条第2項に規定する点検の項目、方法及び結果の判定基準は、別表第1のとおりとする。</u> (定期検査に係る特定建築設備等の指定)	<u>(新設)</u> (定期検査に係る特定建築設備等の指定)
第5条 法第12条第3項の規定により特定行政庁が指定する特定建築設備等は、法定建築物又は特定建築物の設備であつて第1号から第3号までに掲げるもの及び特定建築物の設備であつて第4号に掲げるものとする。 (1) 換気設備（法第28条第2項ただし書 <u>の換気設備及び同条第3項</u> の換気設備（特殊建築物の居室に設置されたものを除く。）に <u>限る。ただし</u> 、自然換気設備及び市長が別に定める換気扇を除く。） (2)～(4) 略 (多雪区域の指定等)	第5条 法第12条第3項の規定により特定行政庁が指定する特定建築設備等は、法定建築物又は特定建築物の設備であつて第1号から第3号までに掲げるもの及び特定建築物の設備であつて第4号に掲げるものとする。 (1) 換気設備（法第28条第2項ただし書 <u>及び第3項</u> の換気設備（特殊建築物の居室に設置されたものを除く。）に <u>限り</u> 、自然換気設備及び市長が別に定める換気扇を除く。） (2)～(4) 略 (多雪区域の指定等)
第9条 略 2 政令第86条第3項の規定により定める垂直積雪量の数値は、 <u>別表第2</u> に定める算式により求めたものとする。ただし、局所的地形的要因による影響等を考慮する必要があると認める区域の数値については、別に定めるものとする。 (概要書等の閲覧)	第9条 略 2 政令第86条第3項の規定により定める垂直積雪量の数値は、 <u>別表</u> に定める算式により求めたものとする。ただし、局所的地形的要因による影響等を考慮する必要があると認める区域の数値については、別に定めるものとする。 (概要書等の閲覧)
第19条 省令 <u>第11条の3第3項</u> の規定により、同条第1項に規定する建築計画概要書、築造計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書、	第19条 省令 <u>第11条の4第3項</u> の規定により、同条第1項に規定する建築計画概要書、築造計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書、

改正後				改正前			
建築基準法令による処分等の概要書、全体計画概要書、指定道路図及び指定道路調書（以下「概要書等」という。）を長野市建設部建築指導課において、閲覧に供する。				建築基準法令による処分等の概要書、全体計画概要書、指定道路図及び指定道路調書（以下「概要書等」という。）を長野市建設部建築指導課において、閲覧に供する。			
2～8 略				2～8 略			
別表第1（第4条の2関係）				(新設)			
区分	項目	方法	判定基準				
1 建築物の内部	(1) 常時閉鎖した状態にある防火扉（以下この表において「常閉防火扉」という。）	ア 閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視又はこれに類する方法（以下この表において「目視等」という。）により確認する。	物品が放置されていること等により常閉防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。			
		イ 扉の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。			
		ウ 扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。			
		エ 固定の状況	目視等により確認する。	常閉防火扉が開放状態に固定されていること。			
		オ 人の通行の用に供する部分に設ける常閉防火扉の作動の状況	扉の閉鎖時間を測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じ閉鎖力を測定する。	防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件（昭和48年建設省告示第2563号）第1第1号の規定に適合しないこと。			
	(2) 居室の換気	ア 換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。ただし、1	換気設備が作動しないこと。			

改正後					改正前				
			年以内に実施した 法第12条第3項に 規定する検査又は 同条第4項に規定 する点検（以下こ の表において「検 査等」という。）の 記録がある場合に あつては、当該記 録を確認すること で足りる。						
		イ 換気の妨 げとなる物 品の放置の 状況	目視等により確認 する。	換気の妨げとなる 物品が放置されて いること。					
2 避難 施設等	(1) 防煙 壁	可動式防煙壁 の作動の状況	各階の主要な可動 式防煙壁の作動を 確認する。ただし、 1年以内に実施し た検査等の記録が ある場合にあつて は、当該記録を確 認することで足り る。	可動式防煙壁が作 動しないこと。					
	(2) 非常 用の照 明装置	ア 非常用の 照明装置の 作動の状況	各階の主要な非常 用の照明装置の作 動を確認する。た だし、1年以内に 実施した検査等の 記録がある場合に あつては、当該記 録を確認すること で足りる。	非常用の照明装置 が作動しないこと。					

改正後					改正前				
		<u>イ 照明の妨</u>	<u>目視等により確認</u>	<u>照明の妨げとなる</u>					
		<u>げとなる物</u>	<u>する。</u>	<u>物品が放置されて</u>					
		<u>品の放置の</u>		<u>いること。</u>					
		<u>状況</u>							
<u>別表第 2</u> （第 9 条関係） 略					<u>別表</u> （第 9 条関係） 略				